

令和9年度田舎館村奨学生募集のしおり

田 舎 館 村

田舎館村では、有用な人材の育成を図るため、修学に意欲のある高校生、大学生等（入学予定者を含む）で経済的理由により修学困難と認められる者の中から、奨学金を貸与する奨学生を募集します。

1. 奨学金の種類と金額

区 分	奨 学 金		貸 与 人 数	備 考
	修学資金（月額）	入 学 支 度 金		
高等学校、盲学校・聾学校 ・養護学校の高等部	10,000円	100,000円	約10人	貸与期間は、奨学生が 在学する学校の修学 期間とします。
高等専門学校、短期大学、 専修学校の専門課程（修学 期間2年以上の学校）	20,000円	200,000円	約5人	
大 学	30,000円	300,000円	約5人	

2. 貸与の期間

奨学金種類	貸 与 の 時 期	備 考
入学支度金	令和9年 月 日～令和9年4月末日	奨学生決定後、申し出と同時に合格通知書等を 提示すれば入学日以前でも貸与します。
修学資金	前期（4月～9月分） 毎年4月末日 後期（10月～3月分） 毎年9月末日	修学資金前期分は、在学証明書の提出後に貸与 されることとなりますので注意してください。

3. 奨学生の手続

進学予定者 及び在学中の者で、奨学金の利用を希望する者は、次の書類を田舎館村教育委員会学校教育課学務係に提出してください。（奨学生願書等は学務係に準備してあります。）

入学する学校が決まっていなくても、進学する予定であれば奨学生の手続きができます。

- （1）奨 学 生 願 書（保護者と村内に居住する者で独立の生計を営み奨学生と連帯して債務を負担できる者の2人保証人が必要です。）
- （2）奨学生推薦調書（在学学校等から）
- （3）住 民 票 謄 本（奨学生分）
- （4）所 得 証 明 書（家族全員分）※別紙様式による。
- （5）納 税 証 明 書（家族以外の保証人分）
- （6）印 鑑 証 明 書（保証人2名分）

奨学生願書受付開始 令和9年11月2日（月）から

提出期限 令和9年11月28日（月）まで

ただし、災害その他特別の事由による場合、提出期限後でも願書の提出はできます。

4. 奨学生の要件

奨学生は、次の要件のすべてを備える者の中から決定します。

- （1）村内に居住する者の子弟であること。
- （2）経済的理由によって修学困難な者。（別記基準による……P.2）
- （3）在学学校長等が奨学生として推薦した者。

5. 決定通知と貸与

- （1）決定通知は、令和8年12月28日までに本人へ通知します。

(2) 奨学金の貸与は、借り入れ手続き完了後、田舎館村指定の株式会社アイナックが口座振り込みにより行います。奨学生は、毎年4月20日までに在学証明書の提出が必要です。

6. 奨学金の償還

- (1) 奨学金は、貸与の終了した月の1年後から10年以内の年賦又は半年賦で償還しなければなりません。
- (2) 償還手続きの方法は、貸与終了後、教育委員会から文書により連絡します。
- (3) 奨学金は無利息ですが、償還を怠ったときは延滞日数に応じて延滞利息を加算します。
- (4) 卒業後、上級学校等に進学したとき又は災害、傷病その他特別な事由により償還が困難であると認められるときは、願い出によって一定期間償還が猶予されます。

7. 奨学金の併用禁止

日本学生支援機構、交通遺児育英会、青森県社会福祉協議会等の奨学金又は修学資金を受けている者や、入学時において受けることが決定されている者は、貸与の対象としませんので注意してください。

8. 問合せ先

田舎館村大字田舎館字中辻 123 番地 1

田舎館村教育委員会 学校教育課 学務係 TEL 58-2363

【別記】 「経済的理由により修学困難」の基準は、およそ次のとおりです。

1. 本人の属する世帯（同居、別居を問わず、本人と生計を同じくする世帯をいう。）の1年間の所得金額が次の所得基準額表に定める額以下であること。

所得基準額表

区 分		所 得 金 額		区 分		所 得 金 額	
		高 等 学 校	短大（専修）大学			高 等 学 校	短大（専修）大学
世帯 人 員	1人	1, 2 9 0千円	1, 6 0 0千円	世帯 人 員	5人	2, 7 7 0千円	3, 4 4 0千円
	2人	2, 0 5 0千円	2, 5 5 0千円		6人	2, 9 1 0千円	3, 6 0 0千円
	3人	2, 3 6 0千円	2, 9 2 0千円		7人	3, 0 4 0千円	3, 7 6 0千円
	4人	2, 5 8 0千円	3, 1 9 0千円		8人	3, 1 7 0千円	3, 9 2 0千円
備 考	世帯人数が8人を超える場合は、1人増すごとに高等学校130千円、短大（専修）大学は、160千円それぞれの所得金額に加算します。所得金額とは、収入金額から必要経費を控除した金額を所得金額とします。						

給与所得の場合の控除額

年 間 収 入 金 額	控 除 額
400万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 235万円 (ただし、収入金額が294万円以下の控除額は収入金額と同額です。)
401万円以上844万円以下の場合	年間収入金額 × 0.3 + 195万円
845万円以上の場合	448万円

- (1) 給与所得者が2人以上いる場合は、この計算を個々に行い、所得金額を合計します。
- (2) 同一人で、2以上の収入があっても給与所得の場合は、収入金額を合算してから所得金額を算出します。

※なお、給与所得は、収入金額を基にして次の計算式によって直接所得金額を求めることができます。

- ①収入金額が294万円以下の場合、所得金額は0円です。
- ②収入金額が295万円以上400万円以下の場合…………… 収入金額×0.2-235万円=所得金額
- ③収入金額が401万円以上844万円以下の場合…………… 収入金額×0.3-195万円=所得金額
- ④収入金額が845万円以上の場合…………… 収入金額 - 448万円=所得金額

2. 母子世帯その他特別の事情のある世帯については、次の特別控除額表に定める金額をその世帯の所得金額から控除します。

区 分	特別の事情のある世帯	特 別 控 除 額			
A 世帯を対象とする 控除	(1) 母子・父子世帯	470 千円			
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小 学 校		80 千円	
		中 学 校		160 千円	
				自宅通学	自宅外通学
		高 等 学 校	国・公立	270 千円	450 千円
			私 立	390 千円	570 千円
		高等専門学校・短期大学	国・公立	340 千円	530 千円
			私 立	570 千円	760 千円
		大 学	国・公立	560 千円	970 千円
			私 立	960 千円	1,370 千円
		専修 学校	高等 課程	国・公立	170 千円
			私 立	350 千円	440 千円
専門 課程	国・公立		220 千円	590 千円	
		私 立	690 千円	1,060 千円	
(3) 障害者のいる世帯	障害者1人につき 820 千円				
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。				
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別な支出している金額。ただし、680 千円を限度とします。				
(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
(7) 父母以外の所得者がいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき 350 千円。ただし、その所得が 350 千円未満の場合はその所得額。				
B 本人を対象とする 控除	出願者本人が高等学校に進学する者及び在学中の者	進学する者 270 千円			
		在学中の者		自宅通学	自宅外通学
			国・公立	270 千円	450 千円
			私 立	390 千円	570 千円
	出願者本人が高等専門学校・短期大学に進学する者及び在学中の者	進学する者 340 千円			
		在学中の者		自宅通学	自宅外通学
			国・公立	340 千円	530 千円
			私 立	570 千円	760 千円
	出願者本人が大学に進学する者及び在学中の者	進学する者 560 千円			
		在学中の者		自宅通学	自宅外通学
			国・公立	560 千円	970 千円
			私 立	960 千円	1,370 千円
	出願者本人が専修学校専門課程に進学する者及び在学中の者	進学する者 220 千円			
		在学中の者		自宅通学	自宅外通学
			国・公立	220 千円	590 千円
			私 立	690 千円	1,060 千円
備 考	1 A欄の「(2) 就学者のいる世帯」による控除には出願者本人は含めません。 2 A欄の控除については該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの特別控除額を併せて控除することができます。				

参 考 所得基準額表に定める所得の計算例

(所得金額Cが所得基準額D以下であれば該当になります。)

◆ 次の計算例は、全部該当になります。

☆給与所得の場合 (収入金額は所得証明書による)

①高校進学予定の場合

〔世帯の構成：父、母、本人 (中学3年で高校進学予定)、中学生、小学生 計5人〕 (単位：千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (会社員)	収入金額(6,000)×0.7-1,950=2,250	小学生 80	A-B	
母 (会社員)	収入金額(3,900)×0.8-2,350= 770	中学生 160		
		本人 270		
	合 計 3,020	合 計 510	2,510	2,770

②大学進学予定の場合

〔世帯の構成：父、母、本人 (高校3年で大学進学予定)、中学生 計4人〕 (単位：千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (会社員)	収入金額(6,000)×0.7-1,950=2,250	中学生 160	A-B	
母 (会社員)	収入金額(3,900)×0.8-2,350= 770	本人 560		
	合 計 3,020	合 計 720	2,300	3,190

☆給与所得以外の場合

①高校進学予定の場合

〔世帯の構成：父、母、本人 (中学3年で高校進学予定)、小学生 計4人〕 (単位：千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (農業)	2,800	小学生 80	A-B	
		本人 270		
	合 計 2,800	合 計 350	2,450	2,580

②大学進学予定の場合

〔世帯の構成：父、母、本人 (高校3年で大学進学予定)、小学生 計4人〕 (単位：千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (農業)	3,000	小学生 80	A-B	
		本人 560		
	合 計 3,000	合 計 640	2,360	3,190

☆給与所得と農業所得の場合 (給与の収入金額と農業の所得金額、所得証明による)

①高校進学予定の場合

〔世帯の構成：父、母、本人 (中学3年で高校進学予定)、小学生 計4人〕 (単位：千円)

所得者	所得金額の積算A	特別控除額B	所得金額C	所得基準額D
父 (会社員)	収入金額(5,000)×0.7-1,950=1,550	小学生 80	A-B	
母 (農業)	700	本人 270		
	合 計 2,250	合 計 350	1,900	2,580